

産業保安監督部における現在の風力発電設備担当者の基礎的情報

- ・産業保安監督部(支部、北陸産業保安監督署及び那覇産業保安事務所を含む。以下同じ。)において、風力発電設備に関する工事計画届出や使用前安全管理審査を担当している職員(以下「風力担当者」という。)は、各監督部1名又は2名(1監督部のみ3名)。
- ・風力担当者は、概ね大学卒業程度の学歴を有し、電気工学又は機械工学を修めている者がほとんど(土木科出身は1名のみ)。

➡ 風力担当者は、土木工学又は建築工学の専門的知識を有しているとは言い難い。

- ・風力担当者は、風力発電設備(支持物を除く。)について、サイト適合性審査を行っており、審査に当たって必要な基礎的情報(設備概要、極値風速等)に関する知識は、毎年審査官研修を受講することで習得している。

➡ 風力担当者は、風力発電設備に関する基礎的知識は有している。

- ・経済産業省では、太陽電池発電設備の支持構造物及び送電鉄塔に関する構造強度の審査も行っているが、風力担当者がこれらの設備の審査担当も兼ねているかどうかについては、10の産業保安監督部のうち、両方兼務している監督部が4つ、太陽電池発電のみ兼務している監督部が4つ、兼務していない監督部が2つ。

➡ 構造強度の審査について、風力担当者に一定の経験がある監督部が多い。

- ・風力担当者を兼務していない送電鉄塔の担当者については、大学又は高等専門学校を卒業しており、電気工学又は機械工学を修めている者がほとんど。

➡ 土木工学又は建築工学の専門的知識を有していない者でも、審査方式や一定の研修によって、構造強度に関する審査を行うことができる可能性。